

平成28年（ワ）第468号，平成29年（ワ）第212号

平成30年（ワ）第224号

原告 小坂正則 外568名

被告 四国電力株式会社

令和2年12月17日

大分地方裁判所

民事第1部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 徳 田 靖 之

意見陳述書

1 はじめに

この1年は，全国各地で係属中の原発訴訟において，新たな転換点が訪れつつあることを感じることであった年でした。

その1つが，1月17日の本件原発に関する広島高裁決定であり，もう1つが去る12月4日に言い渡された大飯原発に関する大阪地裁判決です。

これらの決定や判決を，従前の住民らの請求を棄却した決定等と対比しながら痛感したのは，こうした司法判断の相違をもたらした要因は，どこにあるのかということに吟味することの重要性です。

もちろん，原発を容認するのかどうかという問題は，個々人にとって，生き方や価値観に大きくかかわる問題であり，一般的には，こうした事柄が司法判断に影響を及ぼしている可能性を否定することはできませんが，この2つの司法判断を見る限り，そうしたことは微塵も感じられませんでした。

私は，原発の安全性に関する法的判断枠組みをどう構築するのかの点にこそ，司法判断の相違をもたらしたのだと確信をいたしました。

今回提出いたしました準備書面(12)は，こうした視点から，原告らの主張を要約したものです。

2 伊方原発行政訴訟における最高裁判決の意義について

(1) これまでも何度か指摘してきたことですが，この判決のいう「災害が万が一

にも起こらないように」との判示は、その後の福島原発の悲惨な事故を経て、一層重要なものとなっており、この判示に従った判断枠組みを具体化することが何よりも重要です。

問題は、原発の安全性を評価する上で不可欠とされる科学技術的検討の際に依拠すべき、地震学や火山学が、科学ではありながら、不確定性を前提としているということにあります。

そうした不確定性を前提にしたうえで、「万が一にも災害を起こさないように」との基準をどのように具体化するのかということが、裁判官に問われるのだと思うのです。

今回の大阪地裁判決は、この最高裁判例を引用したうえで、新規制基準における「ばらつき条項」を厳格に解釈することの重要性を導きだし、原子力規制委員会の判断を違法として取り消しました。

この「ばらつき条項」の存在こそ、福島原発事故を踏まえ、「不確定性」を前提にしたうえでの、原発事故を「万が一にも」起こさないための基準として定められたものであり、大阪地裁判決は、まさしく、最高裁判例の趣旨を厳格に適用したものであるとして、高く評価されるべきものと思料いたします。

(2) そのうえで、原発の安全性を判断するうえでの前提となる予測すべき自然災害の規模の特定は、決定的に重要な問題ですが、この想定において、最高裁判例のいう「万が一」との判示は、どのように具体化させるべきであるのかということが問題となります。

原告らは、この点において、科学技術的知見に基づいて想定される最大規模とすべきだと主張しているものであり、合理的に予測される規模で足りるとする被告の主張と対立している訳ですが、原告らからすると、この「合理的に予測される規模」という考え方は、到底理解しかねるところです。

第1に、最高裁のいう「万が一」という判断基準と合理的に予測される規模とが全く整合しないのではないかとということです。

「万が一」という以上、予測される最大規模ということにならざるをえないのではないかと考えるからです。

第2に、どのような知見に基づいて「合理的である」との判断を下すのかが不明だということです。

不確定性が前提とされているのに、複数の知見が存在する場合に、どれが合理的で、どれは合理的ではないという鑑別をどのようにして行うのかが明らかではなく、結局は、多数説ないし支配的見解ということになるのではないかと思うのです。

このような形で、より小さな規模を想定することになるのだとしたら、それは、「万が一」という基準には、全く相反する判断枠組みを設定することになるのではないのでしょうか。

今回の準備書面(12)は、以上のような考え方に基づいて作成したものです。

3 準備書面(12)の要旨

今回の準備書面(12)において明らかにしたのは、以下の3点です。

第1は、原発に求められる安全性の程度についての原告らの主張を再確認したということです。

原告らは、福島原発事故のような過酷な事故を二度と起こさないという意味での限定的絶対的安全性が求められると主張するものだという事です。

第2は、安全性を判断するうえでの前提となる、想定すべき災害の規模についての主張であり、科学技術的知見に基づいて予測される最大規模の災害を想定すべきであることを明らかにしています。

第3は、新規制基準の解釈や想定すべき自然災害の規模に関して、複数の見解が存在する場合に採用すべき基準についての主張です。

原告らとしては、このような場合には、より保守的(安全)な見解を基準として採用すべきだと主張しており、こうした基準を採用すれば、結果的に予測すべき災害の規模についても、「合理的」ではなく「最大」ということになるはずだと新たな主張を明らかにしています。

4 おわりに

裁判所が、原発の安全性に関する司法審査における判断枠組みとして、こうした原告らの主張を採用することを切に望む次第です。

以上